

## 平成30年度君津市認可保育園整備運営事業者募集要項

### 1 公募の趣旨

本市では、君津市子ども・子育て支援計画に基づき、保育園における待機児童の解消に向けて保育供給量の拡大に取り組んでいます。

このたび、さらなる保育供給量拡大のため、平成32年（2020年）4月の開園を目指して、本市からの整備費補助を受けて認可保育園（以下「保育園」という。）の整備及び運営を行う事業者（以下「整備運営事業者」という。）を募集します。

### 2 募集施設の概要

施設種別	認可保育所
募集地区	別添1「認可保育園募集地区」
施設数	1施設程度
整備方法	新設
開設時期	平成32年（2020年）4月1日
定員	60人以上
受入年齢	0歳児から5歳児まで ※年齢別の定員は、持ち上りを考慮した年齢設定とする。
開園時間	午前7時から午後6時までを含む11時間以上 通常保育時間 標準時間認定 午前7時から午後6時まで 短時間認定 午前8時30分から午後4時30分まで 延長保育 通常保育時間を除く時間で設定すること
休園日	日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）
給食	原則、自園調理

- ・ 保育園の申込及び児童の利用調整は本市が行います。
  - ・ 保育料については、本市の基準に基づき、本市が決定します。
  - ・ 延長保育料及びその他実費徴収については、本市における公立保育園と同程度とします。
  - ・ 地域子ども・子育て支援事業の実施については、本市との協議が必要となります。
- なお、事業の実施に要する財政措置を約束するものではありません。

### 3 応募者資格

整備運営事業者は、次の条件を全て満たすこととします。

- (1) 社会福祉法、児童福祉法等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、保育園の運営を適切に行う能力を有すること。
- (2) 法人であること。（ただし、社会福祉法人以外の法人にあつては、子ども・子育て支

援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する「教育・保育施設」を2年以上安定的に運営しており、当該教育・保育施設を今後も継続して運営する法人に限る。）

- (3) 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を十分に理解し、市の保育行政について積極的に協力できること。
- (4) 応募に係る法人自らが保育園の整備運営事業者となること。
- (5) 直近の会計年度において、保育所等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (6) 自己資金として年間事業費（公定価格計算書で算定した額）の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金その他安全性があり、かつ、換金性の高い形態により保有していること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。また、役員に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。
- (9) 法人及び法人代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 整備運営事業者の管理又は運営する他の保育施設又は保育事業において、過去に児童の死亡事故又はそれに準じる重大な事故を起こしていないこと。
- (12) 現に運営している施設について、所管行政庁の直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (13) 君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

#### 4 整備運営に関する基準

##### (1) 法令等の遵守

保育園の整備運営にあたり、次の法令、条例及び関係規程の基準等を満たすこととします。

ア 児童福祉法及び関連法令

イ 子ども・子育て支援法及び関連法令

ウ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号。以下「基準条例」という。）

エ 保育所設置認可に関する審査基準（千葉県）

オ 保育所設置認可等に関する要綱（千葉県）

カ 保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号 厚生省児童家庭局長通知）

キ その他、事業の実施に際し関係する法令・通知

##### (2) 土地

ア 次の(ア)(イ)のいずれかの方法により、整備運営事業者が建設用地を使用する権利を有している又は取得することが確実に見込まれること。

(ア) 整備運営事業者が所有権を有している又は確実に取得することが見込まれること。

(イ) 土地の貸与を受ける場合は、次のとおりとすること。

a 原則として地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。

b 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が事業運営収支計画書に計上されていること。

c 前記aおよびbのほか、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号 厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)」の定めによること。

イ 整備運営事業者の使用権に優先する抵当権等の制限物権が付されている場合には、保育園の完成までの間に、当該制限物権の抹消が確実であること。

ただし、保育園の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く。

### (3) 建物の構造・設備基準等

ア 建物については、整備運営事業者の所有とすること。

イ 平屋建て又は2階建てとすること。

ウ 屋外遊戯場は、原則として同一敷地内に整備すること。ただし、土地の確保が困難であり、同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な場合には、当該保育園の付近にある当該保育園の屋外遊戯場に代わるべき場所でも可能とする。

エ 園児送迎用駐車スペースを原則として同一敷地内に整備すること。ただし、同一敷地内に確保できない場合は、敷地から100メートル(直線距離)以内の近隣の敷地での確保も可能とする。

オ 整備運営事業者として選考後、建築確認申請前までに、図面関係(平面図及び配置図)と応募書類との整合性等について、本市の承認を得ること。

カ 保育園の整備及び運営のための工事請負契約については、一般競争入札に付するなど、本市が行う契約手続の取扱いに準拠するものとする。契約手続きの取扱いについては、別添2「施設整備に関する入札及び契約について」のとおりとし、実施にあたっては事前に市と協議すること。

なお、可能な範囲で市内業者の活用についても検討すること。

キ 補助事業により取得した建物等を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

ただし、担保に関しては、保育園の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く。

### (4) 事業計画及び資金計画

ア 事業計画及び資金計画が確実であり、土地の確保、保育園の建設に要する資金は、補助金を受ける場合を除き、全て整備運営事業者の負担とすること。

イ 整備予定地の造成工事、地盤調査、測量、水道分担金等、施設整備にあたって必要となる費用は、補助金を受ける場合を除き、全て整備運営事業者の負担とすること。

ウ 保育園の認可を受けた土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用は、整備運営事業者の負担とすること。

エ 整備資金に借入金を充てる場合には、返済が確実に見込まれる返済計画を策定すること。

オ 整備費用について、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知）等を遵守すること。

カ 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩し等を行う場合は、当該法人の所轄庁の証明・許可等を受けること。

#### (5) 職員配置

ア 基準条例や労働関係法規等を遵守するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施する場合は、必要となる職員の配置に留意すること。

※主な職員配置基準は、次のとおり。

職員	基準
施設長	配置（保育士との兼務不可）
保育士	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 0歳児3人につき保育士1人以上</li><li>・ 1歳児及び2歳児6人につき1人以上</li><li>・ 3歳児20人につき1人以上</li><li>・ 4歳児及び5歳児30人につき1人以上</li></ul> ※90人以下の施設においては、保育士を1人加配すること。 ※保育標準時間認定子どもを受け入れる施設においては、保育士を1人加配すること。 ※定員に関わらず、非常勤の保育士を加配すること。
調理員	2人以上 ※定員151人以上の場合は3人以上（うち1人は非常勤で可） ※調理業務の全部を委託し調理員を置かない場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号局長通知）による。
嘱託医	配置 ※小児科医又は内科医及び歯科医

イ 次の条件をすべて満たす施設長を配置すること。

(ア) 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、次のいずれかに該当する者。

a 保育士資格を有し、認可保育所において常勤職員（就業規則上の正規職員の勤務時間を勤務する者）として2年以上の実務経験を有する者。ただし、施設長

就任後2年以内に(福)日本保育協会主催の「保育所初任保育所長研修会」又は(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を受講することを要する。

b 児童福祉事業に2年以上従事し、かつ、(福)日本保育協会主催の「保育所初任保育所長研修会」又は(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者。

c 社会福祉主事の資格を有し、かつ、児童福祉事業に2年以上従事した経験を有する者。ただし、施設長就任後2年以内に(福)日本保育協会主催の「保育所初任保育所長研修会」又は(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を受講することを要する。

(イ) 常勤であり、実際にその保育園の運営管理業務に専従していること。

(ウ) 有給であること。

ウ 保育士配置は常時2人を下回ってはならないこと。

エ 調理員は、土曜日保育や、職員の休暇対応などの勤務体制が確保されていること。

#### (6) 食事の提供について

ア 利用する児童に対し、季節感のある給食を適時・適温で提供すること。

イ 児童の健康状態やアレルギー食等への配慮を行うこと。

ウ 食育基本法(平成17年法律第63号)や保育所保育指針等に基づき、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。

エ 献立の提示や展示食を実施するとともに、必要に応じて児童・保護者に対する栄養指導に努めること。

オ 食材は、安全な食材を確保すること。また、食材に関する情報提供を適宜行うこと。

カ 対象児童に間食を提供すること。また、午後7時以降に降園する児童に対しては特別な配慮を行うこと。

#### (7) 衛生管理及び健康診断について

ア 給食施設・設備をはじめとする施設の衛生管理並びに児童及び職員の健康管理を徹底すること。

イ 児童の健康状態並びに発育及び発達状態の把握を行い、適切な対応を図ること。

#### (8) 事故防止及び発生時の対応

ア 事故が発生した場合の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

ウ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

エ 事故が発生した場合は、速やかに市及び保護者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずること。

オ 事故の状況や事故に際して取った処置について、記録すること。

カ 事故等の発生による補償を行うことができるように、賠償責任保険に加入すること。

キ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

ク 虐待の予防・早期発見のための対策や虐待が疑われる場合の対応策を講じること。

(9) その他

ア 児童の受入れにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に則って保育を実施すること。

イ 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報等を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

ウ 個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。

エ 当該施設の用に供する土地の利用にあたり、周辺住民に理解されるよう、自治会へ説明を行うとともに、近隣住民への十分な説明及び理解を得るよう努めること。

## 5 補助金

平成31年度の保育園整備を対象とする国の補助制度に基づき、予算の範囲内で次の補助金を交付します。

なお、本件は整備運営事業者を決定するものであり、補助金を見込んだ整備事業を行う計画が選定された場合でも、補助金の交付には、国、千葉県及び本市の予算の成立と別途手続きが必要ですので、補助金額を確約するものではありません。

また、国の補助制度の内容によりますが、補助の対象となる法人については、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人であって、当該保育園の施設整備を行う場合に限る。）であり、それ以外の法人については対象外となる場合があります。

(1) 保育所等整備交付金

補助率：補助対象経費の3/4

(2) 保育所整備促進事業補助金（県補助金）

(3) 君津市保育所施設整備事業費補助金（市単独）

補助率：補助対象経費の1/4（上限5,000万円）

## 6 応募方法等

(1) 応募申込書及び募集要項の配布

ア 配布期間

平成30年10月1日（月）から平成31年1月24日（木）まで

イ 配布場所

(ア) 君津市役所1階保健福祉部子育て支援課

（土曜日・日曜日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）

(イ) 市ホームページ

応募に係る各種様式は市ホームページからダウンロードが可能です。

ホームページアドレス <http://www.city.kimitsu.lg.jp/>

(2) 事前相談

応募を希望する事業者は、申請内容について事前に確認するため、事前相談を実施していただく必要があります。

下記の期間内に「平成30年度君津市認可保育園整備運営事業者の募集に関するエントリーシート」を提出した上で、事前相談を行ってください。

事前相談がない場合は、応募を受け付けません。

ア 受付期間

平成30年10月1日（月）から平成31年1月10日（木）まで  
（土曜日・日曜日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 提出書類

平成30年度君津市認可保育園整備運営事業者の募集に関するエントリーシート

ウ 受付場所

君津市役所1階保健福祉部子育て支援課

エ 注意事項

エントリーシートの受付については郵送でも可能としますが、事前相談については必ず面談を受けていただくこととします。電話で予約してください。

(3) 応募申込書

(2)による事前相談を実施した上で、応募申込書と添付書類（別添3「応募申込書及び提出書類一覧」参照）を下記受付場所まで直接提出してください。

ア 受付期間

平成31年1月11日（金）から平成31年1月31日（木）まで  
（土曜日・日曜日・祝日を除く開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 提出書類

別添3「応募申込書及び提出書類一覧」のとおり。

ウ 提出部数

正本1部、副本14部、合計15部

エ 受付場所

君津市役所1階保健福祉部子育て支援課

オ 注意事項

(ア) 整備運営事業者の選考に当たっては、提出された書類、提案説明・ヒアリング内容を基に評価を行います。

(イ) 受付期間を過ぎたものは受理しません。

(ウ) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合、受付することができませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。

(エ) 提出された書類等は返却しません。

(オ) 応募のために法人が負担した一切の費用については法人負担とします。

(カ) 提出された書類は、君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号）に基づく開示請求の対象になります。また、選考の過程及び結果並びに提案された内容については、君津市において必要であると認められるときは公表する場合があります。

(キ) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(ク) 応募締め切り後の応募書類の修正はできません。（ただし、市からの指示により修正する場合があります。）

(ケ) 応募受付後に辞退する場合は、必ず書面（様式自由）により届け出てください。

#### (4) 質問の受付

##### ア 受付期間

平成30年10月1日（月）から平成31年1月10日（木）まで  
（土曜日・日曜日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）

##### イ 提出方法

質問書に記入のうえ次のいずれかの方法により提出してください。

(ア) 君津市役所1階保健福祉部子育て支援課へ持参

(イ) F A X

F A X番号：0439-56-1220

(ウ) Eメール

Eメールアドレス：kosodate@city.kimitsu.lg.jp

##### ウ 回答方法

期間内に寄せられた質問については、後日、F A X又はEメールにより回答します。なお、応募者全員に周知すべき内容と市が判断した場合は、市ホームページへ掲載します。

## 7 選考及び決定

### (1) 整備運営事業者の決定方法

ア 整備運営事業者は、「君津市認可保育園整備運営事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）で審査選考し、市が決定します。

イ 選考は、書類審査、提案説明・ヒアリング及び現場調査（必要に応じて）により行い、別添4「審査項目及び審査の観点」に基づき採点するものとし、総合的に評価・審査します。

ウ 提案説明・ヒアリングの日時等については、個別に通知します。

エ 整備運営事業者は、原則として1事業者のみ決定する予定ですが、複数の事業者から応募があり、選考基準を満たしている場合は、複数事業者を整備運営事業者として決定することがあります。

オ 選考の結果、整備運営事業者なしとする場合があります。

カ 整備運営事業者の応募がない場合及び整備運営事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

### (2) 選考の手順

選考委員会による選考内容

ア 書類審査

イ 提案説明・ヒアリング

応募申込書・添付書類の内容その他について、説明を行っていただき、ヒアリングを行います。

ウ 現場調査（必要に応じて）

### (3) 選考項目及び選考の観点

別添4「審査項目及び審査の観点」のとおり。



- (4) 選考結果の通知  
選考結果は、すべての応募者に文書で通知します。
- (5) 選考結果の公表  
決定した整備運営事業者名等は、市のホームページで公開します。
- (6) 選考結果の辞退  
整備運営事業者として決定された後、正当な理由なく整備運営を辞退した場合、そのことから生じる損害の賠償を請求する場合があります。

## 8 禁止事項

- (1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合は、失格とします。
- (2) 応募資格のない者又は応募資格を取り消された者が応募した場合は応募を無効とします。
- (3) 応募書類の提出後、下記の事項が確認された場合は、応募を無効とします。
  - ア 重要事項(整備場所、定員、階数、資金贈与者等)を市の承諾なく変更した場合。(それ以外の項目についても変更の際は、随時事前の相談が必要です。)
  - イ 応募書類に記載されている内容が資格要件を満たさない場合。
- (4) 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募者又はその関係者が市の職員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合は応募を無効とします。
- (5) 選定後において、応募内容に重要な変更が生じた場合、又は、(1)から(4)の事項に該当することが判明した場合は選定を取り消します。ただし、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないものについては、本市と協議のうえ、認める場合があります。

## 9 スケジュール

募集要項配布（窓口及びホームページ）

平成30年10月1日（月）から平成31年1月24日（木）まで  
質問受付期間

平成30年10月1日（月）から平成31年1月10日（木）まで  
事前相談受付期間

平成30年10月1日（月）から平成31年1月10日（木）まで  
応募申込書受付期間 ※事前相談必須

平成31年1月11日（金）から平成31年1月31日（木）まで  
書類審査／提案説明・ヒアリング／現場調査（必要に応じて）

平成31年2月下旬から3月中旬まで  
事業者の決定

平成31年3月中旬

新築工事着工

平成31年（2019年）6月以降

新築工事竣工 ※建物表題登記完了期限

平成32年（2020年）2月末まで

保育園開設

平成32年（2020年）4月1日

※募集から保育園開設までの大まかなスケジュールについては、別添5「君津市認可保育園整備運営想定スケジュール」のとおり。

10 問い合わせ先

〒299-1192

君津市久保2丁目13番1号

君津市保健福祉部子育て支援課

電 話 0439-56-1528

FAX 0439-56-1220

Eメール [kosodate@city.kimitsu.lg.jp](mailto:kosodate@city.kimitsu.lg.jp)